

医療法人長晴会 第4期 特定処遇改善計画

加算算定期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

給与支払期間：令和4年4月21日～令和5年4月20日

対象者

- A 経験のある介護福祉士：対象事業所に勤務する常勤の介護福祉士
- B その他の介護職員：対象事業所に勤務するAに該当しない介護職員
- C その他の職員：対象事業所に勤務する職員（但し、年収440万円以上の職員は対象外）

支給方法

1.特別処遇夜勤手当…夜勤1回につき以下の金額を給与として支給する。

Aの職員（介護福祉士）

老健夜勤（15時間勤務）4回目まで	7,000円	通常夜勤手当7,000円に加えて支給
〃 5回目以降	3,500円	〃
GH夜勤（8時間勤務）3回目まで	4,000円	通常夜勤手当5,000円に加えて支給
〃 4～5回目	8,500円	〃
GH外部夜勤（8時間勤務）	5,000円	通常の外部夜勤手当8,500円に加えて支給

Bの職員（介護職員）

老健夜勤（15時間勤務）4回目まで	5,000円	通常夜勤手当7,000円に加えて支給
〃 5回目以降	2,000円	〃
GH夜勤（8時間勤務）3回目まで	2,000円	通常夜勤手当5,000円に加えて支給
〃 4～5回目	5,500円	〃
GH外部夜勤（8時間勤務）	2,000円	通常の外部夜勤手当8,500円に加えて支給

Cの職員（看護職員）

老健夜勤（15時間勤務）	2,000円	通常夜勤手当9,000円に加えて支給
GH夜勤（8時間勤務）3回目まで	2,000円	通常夜勤手当5,000円に加えて支給
〃 4～5回目	5,500円	〃
GH外部夜勤（8時間勤務）	2,000円	通常の外部夜勤手当8,500円に加えて支給

A P宿直（全職員）

訪問介護の待機料として	2,000円	通常の宿直手当7,000円に加えて支給
-------------	--------	---------------------

※1 GH夜勤は5回までとし、6回目以降は外部夜勤とする。

※2 GH外部夜勤は3回までとする。

※3 支給対象外の職員へ支給する手当の原資は、長晴会からの持ち出しとする。

2.特別賞与…冬季賞与若しくは5月に支給

※ 退職手続中の者に関しては特定処遇改善手当を支給しないものとする。但し、規定に従い退職する者に関してはこの限りではない

令和2年4月21日施行

令和2年6月21日改定

令和3年4月21日改定